

令和3年8月27日15時00分、下野市いじめ問題対策連絡協議会下野市役所203会議室に召集する。

1 本会議の委員は以下の通りである。

No.	所属	役職等	委員名（敬称略）
1	下野市立国分寺小学校	校長	高橋 修一
2	下野市立南河内第二中学校	校長	設楽 孝男
3	下野市立吉田東小学校	児童指導主任	玉田 由紀
4	下野市立石橋中学校	生徒指導主事	武井 一浩
5	下野市 PTA 連絡協議会	石橋中学校 PTA 会長	高野 典男
6	下野市民生委員児童委員協議会	副会長	小貫 シゲ子
7	下野市顧問弁護士	弁護士	田中 真
8	県南児童相談所	虐待対応課 主任	永井 雅之
9	下都賀教育事務所	指導主事	青木 圭
10	下野警察署	生活安全課長	谷田部 昌伸
11	宇都宮地方法務局栃木支局	支局長	平島 善雄
12	市民協働推進課	課長	根本 宣明
13	こども福祉課	課長	金田 欣明
14	教育総務課	課長	上野 和芳
15	学校教育課	課長	田澤 孝一

2 本協議会の欠席者は、次のとおりである。

宇都宮地方法務局栃木支局 支局長 平島善雄

- 3 本協議会に出席を求められた事務局職員は、次のとおりである。
稲葉 亜希恵 下野市教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼指導主事
佐々木 功一 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
- 4 本協議会の書記は、次のとおりである。
稲葉 亜希恵 下野市教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼指導主事

会議

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 委員・事務局紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 会長・副会長挨拶
- 7 事務局説明
 - (1) 下野市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 8 議事
 - (1) 下野市のいじめ問題対策への取組について
 - (2) いじめ問題対策についての意見交換
 - ①関係機関及び団体、学校が行っているいじめ問題対策（未然防止、早期発見早期対応等）の取組について
 - ②所属機関からみた課題等について
 - (3) 本日のまとめ
- 9 事務連絡
 - (1) 今後の予定について
 - (2) その他
- 10 閉会

議事

設楽会長

これより議事に入る。先ほど事務局より「基本的に公開」とのお話があった。この後、皆様にお話しいただく中で、個別の事例等に触れることが予想されるような内容については、その都度申し出ていただき、皆様にお諮りした上で、非公開とすることとし、本日は、それ以外の部分については公開としたいがよろしいか。傍聴者の皆様には、傍聴要領に従い傍聴くださるようお願いする。まず事務局より下野市のいじめ問題の対策の現状について説明いただき、その後委員の皆様からの話をいただく。

事務局（佐々木）

いじめ防止基本方針を準備いただきたい。下野市では、令和3年1月に下野市いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題に対する取組を一層充実させていくこととした。本日は、基本方針を中心に、市の取組について説明する。第1章は、いじめについての基本的な考え方と市の組織について、第2・3章は市の考え方と施策、第4・5章は学校の組織と施策、第6章は重大事態と呼ばれるいじめ事案への対処、第7章は取組の評価と検証について掲載されている。特に第1～3章を中心に話す。2ページには、市の基本理念を3つ示している。1つ目「学校の内外を問わずいじめをなくすこと」、2つ目「いじめをしない・させない・見逃さない 正しい判断のできる子供を育成すること」、3つ目「市、学校、家庭、地域、関係機関等の連携のもとに組織的にいじめ問題を克服すること」。3ページに、いじめ問題を克服するためには、未然防止、早期発見・早期対応、解消の3つが明記されている。市と学校の施策ともに①未然防止、②早期発見、③対処、④家庭や地域との連携、⑤関係機関との連携という項立てとなっている。4ページにある通り、市として、「地域とともにある学校づくり」を進める中で、一層家庭や地域、関係諸機関と連携を図っていく必要があると考えている。3章では市の具体的な施策を掲載している。1（1）にある通り、下野市では、継続的、系統的に指導をするために、小中一貫教育に力を入れている。また、リーフレットを毎年配付し、情報モラルの観点からいじめの未然防止に取り組んでいる。4（3）、5（1）には、本協議会の役割についての記載がある。第4章、第5章は学校に関わる内容で、法の考え方を集約して示している。また、学校の担当者への研修等を行い、いじめ問題への対応に一層確実に取り組んでいただくよう働きかけている。「法や基本方針で述べられていることは行う、それが大きなトラブルを防ぎ、結果的に子どもや保護者、先生のためになる」と思って取り組んでいただくようお願いしているところである。市教委としても、今回の基本方針の策定を契機として、情報共有をより密にできるように、仕組みを整えた。子ども、保護者に寄り添った対応をお願いしているところである。市では、年に2回、小中学校の児童生徒指導担当者対象の研修を実施しているが、後期には、担当者だけでなく、多くの教員に対しても研修を行うことを計画している。本協議会での内容も共有し、校内で周知してもらう予定である。本方針は「下野市全体としていじめをなくしていきたい」という思いが詰まっている。「本協議会の常設」もその1つである。今後は未然防止にも力を入れていきたいと考えており、学校と皆様との連携が、より効果を発揮するところであると考えている。委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただき、本協議会を中心に、関係各機関と学校でさらに連携を強化し、市全体として「いじめをしない、させない、見逃さない」子供の育成に取り組んでいきたい。

設樂会長

疑問点はないか。続いて（１）関係機関及び団体、学校が行っているいじめ問題対策について意見交換を行う。本日の協議会の目的は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため必要な事項について協議することと、関係機関及び団体相互の連絡調整を図ることである。これを踏まえ①関係機関および団体、学校が行っているいじめ問題対策について、②所属機関・自身の立場から見た課題等について、順番にご発表いただく。発表後、御質問や御意見をいただく。１人３分を目安にお話しいただきたい。根本委員、金田委員、青木委員、永井委員、谷田部委員、田中委員、小貫副会長、高野委員、玉田委員、武井委員、高橋委員の順でお願いしたい。

根本委員

市民協働推進課では、人権の他、男女共同参画、自治会、コミュニティー、国際交流等、幅広く行っている。また人権擁護委員を軸とした啓発活動をしており、未然防止、いじめ防止につながる意識啓発を行っている。本市には人権擁護委員が９名おり、当課ではその９名の方の人権啓発活動を支援している。人権の花運動で花を贈呈し人権意識を高めるだけでなく、１２月の人権週間に学校訪問を通して人権講話を行うなど、人権擁護委員の方による啓発活動を行っている。また、法務局よりＳＯＳミニレターを学校へ配布し、困ったときには、手紙で内容を書いて法務局へ送る仕組みとなっている。中学生は人権作文、小学生は絵画と書道の作品コンテストを実施したり、人権作品展示も行ったりしている。引き続き小中学校の協力をお願いしたい。新型コロナウイルス感染症にかかった方や、医療従事者の方々およびその家族を守るなど人権問題に対応するべく、シトラスリボン運動などの啓発活動も行っている。

金田委員

こども福祉課では、保育支援、家庭相談支援、子育て支援などに取り組んでいる。また、相談窓口では、母子家庭への支援、婦人相談、就労支援なども行っている。いじめ問題に関しては、経済的な困窮が必ずしも直接的な原因ではないかもしれないが、要因として捉える必要もある。いろいろな機関と連携しながら支援などができるよう、方策を探っていく必要がある。

青木委員

いじめ問題対策について、県教委として取り組んでいる事業を紹介する。１つ目はスクールカウンセラー等活用事業。心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを各中学校区に配置し、学校の教育相談体制の充実に繋げている。２つ目は、スクールソーシャルワーカー活用事業。今年度新規事業で各中

学校区に配置している。社会福祉の専門家として、福祉的支援が必要な家庭に対して支援体制の強化に繋げている。3つ目は、スクールサポート推進事業。下都賀教育事務所にスクールサポーター2名を配置しており、来所相談、学校訪問等により、いじめ等への対応を行っている。4つ目は、ネットトラブル未然防止事業。児童生徒、保護者、教職員を対象とした情報モラル研修会等を県教委の予算で実施している。また、児童・生徒向けのいじめ防止に関するリーフレットを全児童生徒の家庭に高校生含めて配布。5つ目は研修会の実施。本地区の現状や課題を重点的に指導していただきたいことを児童生徒指導担当者へ説明している。所属機関の立場から見た課題について、1つ目は、全教職員による組織的な対応である。問題行動等調査から見る地区の課題としては、いじめの認知件数には学校によってばらつきが大きいこと。いじめを積極的に認知するということは、いじめを早期に発見し、早期に対応していこうとしている姿勢の表れでもある。いじめは誰にでも起こりうるものという前提に立ち、各学校には法の理解に基づくいじめの認知、組織的な対応をお願いしている。初期対応を適切に行うことや、校長先生のリーダーシップの下、校内組織や関係機関との連携により、組織的に対応することが重要である。2つ目は、情報モラル教育の充実である。今年3月の内閣府が発表した青少年インターネット利用環境調査では、小学校4～6年生や中学生のインターネット利用率は90%を超えている。スマートフォンだけではなく、タブレットやゲーム機の使用が年々増加しているという現状である。情報モラル教育は、特に小学校段階からの指導、小中連携した指導、保護者を巻き込んだ協力体制の構築が重要である。児童生徒が情報機器に触れる機会が増大した今日、ネットトラブルというのも誰にでも起こりうるものだという前提に立ち、いかにそれを防ぐのかという指導を充実させることが重要である。

永井委員

児童相談所は、基本的に三つから成り立っている。1つ目は、私の所属する虐待対応課は、主に虐待に関する初期対応を行っている。次に相談調査課、非行に走ってしまうお子さんの養育に自信のない保護者等への対応。最後に判定指導課。子供たちの心理について、背景を踏まえて心理士を中心として指導に当たっている。自分の所属する虐待対応課の役割について話す。1点目の取組として、虐待事案が発生したらすぐに子どもたち、保護者への介入をしている。どういったお子さんであるのか、出席状況はどうか、家庭環境を含めて調査を行っている。判定指導課を中心に子どもたちの心のケアや支援等をしている。お子さんの様子を見ている中で、時にはソーシャルスキルトレーニングなど取り入れて予防に役立っている。2つ目は、指導として、加害者や被害者両者の場合があるが、心のケアはもとより、やってはいけないことを指導している。私も今年児童相談所1年目で、まだ4ヶ月しか経つ

ていないが、常にイレギュラーなことしか起こらない。臨機応変に子どもの実態に合わせて支援体制を構築していくことが大切だと感じる。児童相談所としては、学校や関係機関との繋がりをもちながら対応していきたい。所属機関としての課題では、自分は虐待対応課なので、いじめ問題に直接的に関わることができていない。子どもたちや家庭のためにいじめ問題を解決するためには、何ができるか考えていきたい。

谷田部委員

警察として、少年非行防止活動などを通じていじめ問題防止に取り組んでいる。各種相談とか事案対応の際に、いじめが介在していないかどうかを早期発見、早期対応の観点から話を聞くよう努め、未然防止に努めている。課題は、学校で把握したいじめ問題等、不法行為が明らかな場合、警察として、早期に捜査等が必要になってくる。警察として捜査が必要な場合、情報を速やかに収集するには各機関との連携が不可欠であると考えている。学校や関係機関と更に連携していくことが課題である。

田中委員

今回のいじめ問題対策連絡協議会に委嘱されているが、小山市いじめ問題対策連絡協議会の委員も努めている。小山市は取組については先行しており、平成25年にいじめ問題の防止対策推進法ができて、直後からいじめに関する市民会議を毎年開催している。生徒、保護者、教員、各種団体、弁護士、宇都宮大学の先生を交え、皆さんがそれぞれの立場からこのケースはどう捉えるかといった話をしている。私の立場から見た課題では、平成25年にいじめ問題防止対策推進法が制定されて、その中にいじめの定義が出てきた。いじめられたというお子さんの主観を基本にしていじめを認知する形をとっている。学校の立場、教員にとっては、事務的な手続きや対処に関するルールが増えたという懸念。先々年度ぐらいでいじめの覚知件数が50数万件で年々増えている。各学校の対応に時間的な問題がのしかかっていることは容易に想像できる。一方、学校は働き方改革ということで、働く時間を制限しましょう、という要請も国からあり非常に大変。学校の手法は、警察にお世話になる事案以外に関しては、基本、話し合いによって和解的手法でいじめた側、いじめられた側を学校生活に戻すことを目標とするケースが多い。紛争になってしまうのは、教育的手法というものが立ち行かなくなったとき。従来、学校が捉えている教育的な手法でいじめを解消し、学校に戻すというものと、いじめ防止対策推進法が要求している枠組みのずれがある。この部分については、学校の先生方がまだ把握されてないという懸念がある。小山市では、いじめ防止対策推進法について、講師として校長会などで解説させていただいたりしたが、継続的に仕組みを作ること

が難しい。その事案に当たった先生が個別的にスキルを獲得できても継承することなく退職されるというのが実情。教育的手法で可能な問題を超えたものについて、どうすべきかについては、今までとちょっと違う発想をもっていただくために、勉強や研修をしていただきたい。

小貫副会長

児童民生委員は、主に地域住民の生活全般に渡った支援をしいているため、特別にいじめ問題対策の取組はやってない。6月から、北部地区の新規事業として地域見守り活動を実施することになった。公園とかコンビニ、ゲームセンターを見回り、恐喝やいじめがないかを見回り、いじめの未然防止に努めている。以前に千葉県野田市で、児童虐待があった。子どもの書いたアンケートが父親に漏れてしまい、最終的に亡くなってしまった痛ましい事件。児童相談所や学校の先生方が忙しければ、私達も児童民生委員として、その家庭と連携して何かできないかという話になった。この場合には、アンケートを見せてしまったこともあり、市教育委員会の対応もまずかったと思うので、そのような事案が起こらないようお願いしたい。いじめを苦にして自殺する子どもがないように、各機関が連携できるよう、協力していきたい。

高野委員

P T A代表として保護者目線での話になる。いじめ対策としては、年数回P T Aの役員が集まっていじめ問題に関する講話を聴いたりしている。先日下野市の小・中学校のP T A会長の会議をオンラインで行った。その中で、いじめについて提案させてもらった。何かあると、いじめは学校のせいする、最後は学校に責任をもっていく変な流れがあるという話をした。確かに学校での問題もあるとは思いますが、学校以前に、家庭があるという話になった。やっぱり家庭環境。家庭の中でいじめについて、どれだけ協議ができるのかという点は最重要課題ではないのか。実際に、「自分の子どもと、いじめについて年間でどれぐらい話をしていますか」という意見があった。これに対しては、話している時間があまりないという意見が多かった。その理由としては、自分の子供に「いじめていない?」「いじめられている?」「いじめを見ていない?」と言いつらい。もし「いじめられているよ」と言われても、どう対応しようという意見。そういう話ができる環境作りをするためにはどうしたらよいか。例えば下野市独自で何月の第何週が下野市いじめ撲滅月間といったものを作ってもらい、全小・中学生にメールをする。「本日、子どもたちにいじめのアンケートをいたしました。御家族で話し合って1週間以内に学校に返してください。」というようなメールをして、会話ができる環境を作ってもらえるとよい、という話も出てきた。市全体として年1、2回でよいので、全て同じ内容で、アンケート方式でやってもらえるとよい。保護者としても、自分たちが小さい頃、いじめを見た

とか、嫌な思いをしたという経験があるので、やっぱり心配になる。「自分の子どもがいじめられてないかな」というのが一番心配。2番目が「いじめてないかな」、3番目には「見て見ないふりをしてないかな」という点。いじめに関しては家庭の中から発信していくのが一番いいのではないかとということで最後は話がまとまった。先日、校長先生や教頭先生と話をさせていただいた。その中で、いじめに関する報告を細かく提出しなければならないことが分かった。こんなにやってもらっていることが分かった。保護者にも発信できればいいと思う。

玉田委員

今年度学校では、いじめの定義について、職員でもう一度共通理解をした。どのようなものがいじめに当たるかということを通理解した上で、子どもたちに分かりやすいように、「こういうことがいじめになってしまうんだよ」という話をした。その上で、子どもの様子の変化や友達の変化などをよく見て、何かあった時には全職員で共通理解できるような場を作った。どこのクラスでもいじめは起こるかもしれないという意識をもち、学級経営をしていくことが大切だということを先生方に確認した。定期的にアンケートや教育相談をしたり、休み時間などに子どもと一緒に活動したりして様子を確認している。また、学活や道徳や帰りの会等を使って、互いを認め合う活動など、いじめの未然防止に取り組んでいる。人権週間などでも自他の人権について考えさせる活動ができたかと考えている。子どもから、「こういうことをされた」という案件があった時は、児童指導委員会を開き、その後の対応について話し合っている。また、家庭との連携などを図るとともに、被害者・加害者ともに全職員で見守り体制を整えている。課題は、タブレットなどを使うようになって、他の児童の動画を撮ったという案件が出てきたこと。ネットトラブルは、どこまで介入できるかが課題。もう一つの課題は、小規模校なので、人間関係が固定化されていて、同じような人間関係で育ってきており、やられてもやっけても、そのことに気付いていないのが大きな課題である。

武井委員

未然防止としては、人間関係を普段の学校生活の中で作れるよう、授業作りや学級作りを大切にしている。授業作りの中では、グループ学習を取り入れ、学び合いを通して、いじめの起きない人間関係作りに努めている。2つ目に、学校行事。生徒が行事を作り上げていく中で、互いを認め合っていく人間関係づくりを意識して行っている。指導を徹底するために、年度当初、教職員もいじめに関する研修をするとともに、生徒も全校集会などで「いじめは絶対許さない、無くす」という呼びかけをしている。「いじめゼロ集会」を生活委員会中心に行い、意識啓発を行っている。早期発見・早期対応として定期的な教育相談やいじめアンケートを実施している。教育相談は年2回、

いじめアンケートは年3回行っている。いつでも相談に来てよいが、来られない生徒もいるので、必ずこの機会には全生徒から話を聞いている。また、休み時間、死角になる場所もあるため、先生方に巡回してもらい、いじめやトラブルがないか確認している。生活ノートを利用し、毎日日記として生徒が書いたものを担任がやり取りし、悩みや相談に対応している。文章を書けない子については、表情のマークで自己表現させ、声をかけていくようにしている。最近多いのが、ネットトラブル。発見するのがなかなか難しいが、ネットパトロールなどで検索し発見したこともある。最近悩みを言ってきても「指導しないでください」という場合が多くなってきた。指導しなくては解決にならないので、保護者や生徒を何とか説得するようにしている。信頼関係にも繋がってくる。ネットによる誹謗中傷も事実確認が非常に難しい。いじめの法律によると、嫌な思いをしたらいじめとなる、となっているので挙げるときりがない。いじめの認定が難しい。学校ではいじめであろうがなかろうが、人に嫌な思いをさせたら、必ず指導はしていく。教育事務所のSCは本校でも利用させてもらっているが、利用の希望が多い。訪問は月2日程度なので、緊急に必要な場合もある。回数が増えると、対応やケアが充実できる。市や県でも予算の関係もあると思うが、何とか回数を増やせるとありがたい。

高橋委員

各学校ともいじめ防止基本方針に従って取組を進めている。いじめが許されない行為であることは年度始めに共通理解している。基底的な指導になるが、いじめ防止につながる資質能力を育てる指導や人間関係作りができるような指導を行っている。本校においては、生活の行動規範を定め、学業指導の充実に取り組むとともに、体験学習、道徳教育などを系統的に行っている。早期発見・早期対応の取組についても、アンケートや教育相談を定期的に行っている。初期対応が一番大切なので、各学校で意識して対応していると思う。トラブルなどがあった場合は、学年などの組織ですぐに対応している。チームで対応していくというところが非常に大切。複数で必ず加害者・被害者についても指導したり、保護者への連絡も学年主任と複数で対応したりしている。また、場合によって市教委やサポートセンターなどの機関にも相談している。課題についても、非常に件数が増えているし、いじめの見極めも難しい。また、いじめが止んでから3か月見届けることも必要。件数が多く、時間も労力も非常にかかっているのが実態である。

設楽会長

ご質問やご意見を伺う。

田澤委員

市教育委員会として、何か保護者の方々や各機関と連携した取組ができればよいと考

えている。PTA代表の高野様からご意見のあった、いじめ撲滅月間など学校での活動と家庭での活動が繋がるように、市の方から一斉メール等を出すなど、実現できるのではと感じた。学校でやっていることも保護者の方々に知っていただきたいし、また、家でいじめについて話し合う機会が少ないとのことだったので、本連絡協議会としての成果となるものができるとういと感じた。是非連携させてもらいたい。

高野委員

コロナ禍でPTA活動が十分にできていない部分もあるが、年度当初に予めやることを決めておけば、活動できる。是非連携していきたい。

設楽会長

とても建設的な意見だと感じる。このような場で、各機関が連携していける1つの例として実現できるとよい。実際に形になれば、また児童生徒に活かせる内容になる。その他、ご意見はないか。

高野委員

下野市いじめ防止基本方針は、保護者に紙で配布する予定はあるか。

田澤委員

配布することはできる。

高野委員

ホームページを閲覧しない親もいると思う。紙ベースであれば保護者の方に見てもらうことができるので、可能な範囲でお願いしたい。

設楽会長

他になければ、また事務局を通じてご質問やご意見をいただきたい。
本日のいじめ問題対策連絡協議会では、関係する機関や団体がどのような取組をして、学校とどんな連携が可能かを考えることができ、また、貴重な情報を共有することができた。非常事態宣言下での開催となったが、縮小して開催できたことに感謝する。

16:25 終了